

千歳基地工事一般事項仕様書

1 一般事項

- (1) 工事の施工は、本仕様書によるほか設計図書、国土交通省官庁営繕部監修「公共建築、電気、機械設備工事標準仕様書」、「公共建築、電気、機械設備改修工事標準仕様書」、防衛省整備計画局「土木工事共通仕様書」及び基地諸規則の定めるところにより、遺漏なく実施するものとする。ただし、当該工事に関係ない事項については適用しない。また、これらに明記されていない事項については、監督官に確認の上、実施するものとする。
- (2) 工事の着工及び施工にあたっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による工事の誤りや遅滞などを避けなければならない。
- (3) 工事の施工にあたり技術的に当然施工すべき事項は、官側との協議により実施するものとする。
- (4) 部隊任務遂行上、作業日時の変更及び中断の通知を受けた場合は、速やかに従わなければならない。
- (5) 作業従事者は、既存の設備等に損害を及ぼさないよう十分注意する。万一損害を与えた場合は、直ちに官側に報告するとともに協議し、後に修復するものとする。
なお、その際の修復費用は全て受注者の負担とするものとする。

2 法令の遵守及び官公庁への手続き

- (1) 工事の着手施工及び完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は遅滞なく行うものとする。
- (2) (1)項に規定する届出手続き等を行うにあたっては、届出内容について、あらかじめ監督官に報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、受注者側が、その検査に必要な資器材及び労務等を提供するものとする。

3 疑義に対する協議及び軽微な変更

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督官に確認するものとする。
- (2) (1)項の確認を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書等の規定によるものとし、変更に至らない事項は、10「工事の記録」(1)項によるものとする。

4 安全管理及び環境保全

- (1) 建築基準法、建設工事に係わる資材の再生資源化に関する法律、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱により、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再生資源化に努めるものとする。

(2) 受注者側（現場代理人）は、工事現場の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令に従って管理を行うものとする。

(3) 受注者側（現場代理人）は、常に現場の整理整頓を行い、特に工事の施工にあたっては工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障を来さないような施工方法を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督官に確認するものとする。

5 養生

既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な方法で養生を行うものとする。

6 後片付け

工事の完成に際し、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行うものとする。

7 実施工程表

(1) 工事の着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

(2) 実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう、実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督官の確認を受けるものとする。

8 施工計画書

(1) 工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し、監督官に提出するものとする。

(2) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事に先立ち作成し、監督官に提出するものとする。ただし、あらかじめ監督官の確認を受けた場合は、この限りではない。

9 施工図等

(1) 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官の確認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の確認を受けた場合はこの限りではない。

(2) 施工図等の内容、納まり等によって変更する必要がある場合は、監督官に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な処置を講ずるものとする。

なお、指定色等は、記載がない場合、監督官に確認するものとする。

10 工事の記録

(1) 監督官に確認した内容を書面に記載しておくものとする。

(2) 工事の全般的な経過を書面に記載しておくものとする。

(3) 工事の施工に際し、試験を行った場合は、書面に記載しておくものとする。

(4) 次のアからエのいずれかに該当する場合は、施工の記録、施工証明写真、見本等を整備するものとする。

ア 工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能な場合又は容易でない部分の施工を行う場合

イ 一工程の施工を完了した場合

ウ 施工が適切なことを証明する必要がある場合

(5) (4)項について、監督官より請求されたときは、提出又は提示するものとする。

(6) 工事写真の撮影は、当該工事に関する部分以外の撮影を禁止する。

なお、作業写真の有効画素数は、100万から300万画素程度とし、写真専用のプリント用紙等にてL判サイズ(89×127(mm))程度でA4版縦に工種毎作業前、作業中及び作業後に整理し提出するものとする。

11 材料等

(1) 仮設材及び特に記載されたもの以外の材料等は、努めて「環境物品等の調達の推進等に関する法律」に該当する物品等とし、監督官の検査を受けて合格したものを使用するものとする。

(2) 使用材料等は、JIS規格品等を基準とした新品を使用するとともに、特記事項及び図面に定める品質及び性能を有するものとし、試験成績表又は見本を提出し、監督官の確認を受けるものとする。

(3) 特記事項、図面の使用部品及び主たる機器の変更を要する場合は、同等以上の品質とし、事前にその製品の仕様、金額等について判断できる書類を提出し、監督官の確認を受けるものとする。

12 発生材

工事で発生した金属類の発生材は、官側に引き渡すものとし、集積した状況の写真を添えて発生材調書(重量等記載)を提出するものとする。

13 産業廃棄物

(1) 受注者側は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票により適正に処理されていることを確認するとともに、監督官に写しを提出するものとする。ただし、検査時まで処理が完了していない場合は、完了している段階(産業廃棄物管理票(B2又はD票))を監督官へ提出するものとする。また、受注者側は、処理が完了した時点(検査後も可)で産業廃棄物管理票E票の写しを監督官へ提出するものとする。

(2) 受注者側は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に従い適切に処分し、行程管理票(E票)の写し及び再生証明書又は、破壊証明書を提出する。

14 中間検査

隠ぺいされる部分等の工事完成後、検査確認が困難な箇所等の工程に達したときは、検査官の中間検査を受け、検査合格後、工事を続行するものとする。

なお、検査日は、監督官と協議して定めるものとする。

15 完成検査

(1) 契約書等に規定する工事を完成したときの通知は、次のアからウに示す要件の全てを満たす場合に、検査官に提出する事ができる。

ア 設計図書に示す全ての工事が完了していること。

イ 監督官からは是正の指示を受けた事項が全て完了していること。

ウ 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備が全て完了していること。

(2) (1)項の通知又は請求に基づく検査は、監督官と協議し定めた検査日に完成検査を受けらるものとする。

16 提出書類及び記録

受注者側は、下表の書類等を作成し、遅滞なく監督官に提出するものとする。

書類名	提出期限	部数	様式
工事等入門許可申請書	契約後速やかに	1	発注者側様式
現場代理人及び主任技術者設定通知書	〃	1	〃
経歴書（現場代理人及び主任技術者）	〃	1	受注者側様式
施工体制台帳（再下請通知書含む。）	〃	1	〃
施工体系図	〃	1	〃
工事工程表	〃	1	〃
施工計画書	〃	1	〃
着工（着手）届	作業開始前	1	発注者側様式
指定時間外就業届	その都度	1	〃
発生材調書（マニフェスト等も含む。）	〃	1	〃
工事材料搬入報告書	搬入した都度	1	発注者側様式
試験記録等（出荷証明書等）	その都度	1	受注者側様式
火気使用許可申請書	〃	1	発注者側様式
部外者給水等使用許可申請書	〃	1	〃
工事・役務完成(完了)通知及び工事・役務完成(完了)検査願	工事竣工後	1	〃
指定部分完成(完了)通知及び指定部分完成(完了)検査願	必要に応じて	1	〃
工事日報	その都度	1	受注者側様式
工事写真	工事竣工後	1	〃
その他必要書類	その都度	別示	発注者側様式

17 基地内における規定事項の遵守

- (1) 受注者側が、工事のため基地内に立入る場合は、工事等入門許可申請書を提出するものとし、許可証の管理については、受注者側の責において徹底する。
- (2) 作業区域及び厚生センター以外への立入りは禁止する。
- (3) 基地内において車両を運行する際は、千歳基地交通安全規則に従い安全に運行するものとする。
- (4) 工事施工のため火気等を使用する場合は、火気使用許可申請書を提出する。その際、消火器等を準備し、安全対策の処置を行うものとする。
- (5) 工事期間中、基地内における仮設電力、給水等の必要がある場合は、部外者給水等使用許可申請書を提出する。その際の使用量の計測、使用料金の支払い等については、必要な処置を取るものとする。
- (6) 工事期間中、平日（0630～1830）以外の時間及び監督官が指定する日に作業する必要がある場合は、事前に指定時間外就業届を監督官に提出するものとする。
- (7) 基地規則による気象警報等の発令に伴い、監督官より作業日時の変更及び作業中断の指示があった場合は、速やかに従うものとする。
- (8) 立入制限場所への立入りに際して、カメラ、携帯電話等を持ち込む場合は、持ち込むカメラ等の情報を監督官に通知するものとする。

18 図面の複製等

設計図書等は、工事施工の目的以外に、第三者に対し貸与、複製又は閲覧させてはならない。また、交付した設計図書等は、工事終了後速やかに返却又は破棄するものとする。